

# ~元の生活をかえせ~原発事故被害 いわき市民訴訟原告団 会報

----- 第 15 号 -----  
発効日 2015. 9. 27(日)  
発行者 ~元の生活をかえせ~  
原発被害いわき市民訴訟原告団事務局  
連絡先 いわき市内郷御厩町3丁目101  
いわき教育会館内  
tel 0246-27-3322 fax 0246-68-6771  
E-mail je7fas220329@gray.plala.or.jp  
事務局携帯電話・吉田浩080-1815-5099

## 第13回口頭弁論開かれる 2次原告の矢吹淑子さんが陳述



デモ行進を終えて裁判所に向かう「いわき市民訴訟」原告団と広田次男弁護士=9月16日、いわき地裁入り口

元の生活をかえせ、原発事故被害いわき市民訴訟の第13回口頭弁論が9月16日、福島地裁いわき支部で開かれました。今回は第2次原告の矢吹淑子さんが意見陳述。原告弁護団の高橋弁護士が被告東京電力が9月2日に提出した準備書面(12)の主張に反論しました。

裁判開始の前、八幡宮会館で行われた決起集会には90人が参加。この日新たに提訴した南相馬市市民訴訟の原告団(151人)からも十数人が集会に出席し、いわき市民訴訟原告団と連携、団結して闘う決意を表明しました。原告団は「完全賠償をかちとるぞ」「国と東京電力は責任を取れ」などと唱和しながら意気高くデモ行進、裁判所に向かいました。

### 震災直後的小名浜生協病院は大混乱状態に

#### 矢吹淑子さん

私は約25年間、浜通り医療生協の理事として活動してきました。医師や看護師、介護士などの医療スタッフが、今回の原発事故のために、どんなに苦労してきたか。原発事故後、いわき市内の医療従事者の県外流出、避難者のいわき市への流入等による医療ニーズが高まったことにより、医療や介護現場がいかに大変な状態にあるか。多くの避難者を受け入れているいわき市民が、いわき市の医療・介護現場の崩壊の危機に対し、いかに大きな不安を抱えているかを、是非とも裁判官の方にご理解いただきたい

いと思います。浜通り医療生協は小名浜生協病院をはじめ2つの医療機関、訪問介護事業など5つの介護事業、それに配食サービスなどを行っています。私の認知症になっていた父も原発事故当時、浜通り医療生協の高齢者住宅にお世話っていました。原発事故により多くの職員が自主避難したことから高齢者住宅は閉鎖せざるを得なくなり、私の父をはじめ入居者は自宅に戻ったり、小名浜生協病院に移動しました。地震や津波で怪我をした多くの市民が次々に病院に運び込まれ、患者で溢れかえっていました。また介護施設などからの患者の受け入れ要請への対応で大変でした。この大混乱のときに、「原発が爆発した」「放射能が漏れている」「いわき市も線量が高い」等の情報が入ってきました。

避難地域から「避難弱者」とよばれる人たちが運び込まれてきます。医療スタッフは「自分も逃げたい」「子どもを避難させたい」という思いを持ちながら、医療従事者として現場を離れられないという責任感で、患者の治療にあたっていました。病院スタッフの多くは幼い子どもを持つ父親であり、母親です。しかし医療従事者として患者に対する社会的責任を果たさなければならない。励まし合いながら、なんとか病院の機能を維持しようとしていました。

長期間断水となり、水汲みも大変。病院では1日60トンの水が必要でした。飲食用、栄養科用、洗浄用、入浴用、トイレ用など。給水車による配水も限界があり、外に出て長時間並び、水を確保しました。

十分な医薬品もいわき市内に入りきませんでした。市内の個人開業医や薬局なども医師やスタッフが避難してしまい、軒並み閉鎖状態でした。製薬会社の担当者も「会社から、いわき市に入らないよう言われているので、届けられない」と、医薬品が入ってこなかつたのです。

ガソリン不足も深刻でした。放射性物質を恐れて、いわき市にはタンクローリー車が入ってこないので。ガソリンがなく、通勤できなかった職員もいました。病院では入院患者のため大量の食材が必要でしたが、物流がとまり、遠くまで食材を取りに行く必要があったのです。

相双地区から避難された方の介護保険認定が進まず、日常業務に加えて介護支援専門員の認定作業業務もしなければならず、休日返上で行わざるを得ませんでした。

高齢者住宅では介護士らが避難してしまい、私の父も病院に移りました。地震や津波の被害だけだったら介護士らも避難するようなことはなかったはずです。高齢者が突然、環境を変えられることが、どんなに負担になるか。父は徐々に元気がなくなり、食欲もなくなり、誤嚥性肺炎を引き起こし、2011年5月14日、病院で87歳の生涯を閉じました。

いわき市は多くの避難者を受け入れ、医療ニーズが高まっています。人口10万人あたりの医師数は全国平均が226.5人にたいし、いわき市は162.1人。勤務医の割合は全国平均の半分程度、看護師は全国が632.14人にたいし、いわき市は465.13人。医師、看護師、介護士不足は深刻な状況で、「フクシマ」にたいする外部からの医療応援も、放射能の風評被害から限られています。3万人ともいわれる相双地方からの避難者は長期にわたる避難で様々な疾病を患っています。除染や第一原発の作業員の健康診断のニーズも大変なものです。原発事故がなければ、医療従事者の、ここまでのかつた苦労はなかつた筈です。

避難中の被ばくの恐れや、低線量汚染地帯で生活を続けるなかで、子どもの甲状腺異常について心配する親からの相談が相次いでいます。なぜ、ここまで人の心を蝕むような心配と鬱わなければならぬのかと思うと、今回の事故の大きさ、深刻さを感じざるを得ません。こんな地域にされてしまったことを、私はどうしても許すことができません。

## 高橋弁護士の陳述

### いわゆる「吉田調書」の評価について

原告は準備書面(25)で主張した通り、技術基準省令62号33条には、2006年1月1日の改正により、4項として次の規定が加わった。「非常用電源設備及びその付属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一時冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するため十分な容量を有するものでなければならない。」

原告はこの条項が加わったきっかけとして、1991年の福島第一原発での事故があったと主張し、その根拠として本件事故当時、福島第一原発の所長だった吉田氏のヒアリング調査の結果をあげたものである。

これに対し被告東京電力は今回の準備書面で、原告らが引用している吉田所長の発言は、内部溢水を前提として1991年溢水事故に対する評価を述べたもあり、本件事故で生じたような津波による外部溢水を前提とするものではないと主張する。しかし、この1991年の溢水事故についての供述は、吉田所長が調査委員に対し、本件事故の経過に関して非常用ディーゼル発電機室が津波による海水で水浸しになったという情報が入った時点で、非常用ディーゼル発電機はもう使えないとの判断をしたと説明する過程で、自ら持ち出した経験事例なのである。

それは吉田所長が平成3年(1991年)溢水事故と本件事故とに共通する本質があると認識していたからに他ならない。これは吉田所長が「前にも実は同じような事象がありまして」「事故としてはかなり似たようなところがあつて、というのを私は本店で経験していました」「今回もある意味で同じところがあつて」と発言しているところからも明らかである。

被告東京電力は平成3年(1991年)の事故後において、「内部溢水」対策を実施したと主張する。そうだとすると、吉田所長が「内部溢水対策」に限定して、「まだやることがあるという感じはしていました」との認識を表明するはずはない。以上から、吉田所長の発言の趣旨は、技術者としての認識では、①非常用電源設備及びその付属設備の被水による機能喪失はシビアアクシデントに至り得るきわめて危険なトラブルであること。②被水の原因は内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと、同一の問題であること。③事故後に被告東京電力のとった措置は溢水対策としては不十分なものであり、まだ溢水対策としてやるべきことがあった、ということであると評価されるべきである。

### 原告の求釈明に対する東京電力の回答は不当

被告東京電力は、東京地裁に係属中の東電旧経営陣らを被告として損害賠償を求める株主代表訴訟で、2008年当時、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料を、社内会議で配付していたことを内容とする資料を提出したとされている。

このような資料の存在は、「長期評価の見解については具体的な改源モデルもなく、即座に津波高への影響が定まるものではない」という被告東京電力の主張ないし認否と反するものである。

原告らは被告東京電力に対し、前回期日で新聞等で報じられている社内会議の配付資料を、本件訴訟にも証拠提出するよう求めた。

被告東京電力は電気事業者が無過失責任を負うと規定する原賠法の問題のみを検討すべきで、東京電力に重過失はないから、原告らの求釈明に応じる必要はない等と回答した。

原告は本件で、被告東京電力についても民法709条の責任があることについても検討すべきであることは、繰り返し主張してきた通りである。

被告東京電力は原告らの求釈明に応じ、新聞等で報じられている社内会議の配付資料について、証拠提出するよう改めて求める。

**次回の裁判予定**  
**11月18日(水)14:00**  
**14回いわき市民訴訟裁判**

避難者訴訟原告団代表の早川篤雄さんとフランスからの取材者(国境なき記者団)→



←南相馬(原町区)の住民が提訴しました。原告を代表して高田一男さんが連帯の挨拶をしました。

# 第8回「学習会」いわき市民訴訟の 「被害論」と「責任論」

私達の「いわき市民訴訟裁判」の「論点と現状」を理解する学習会が9月6日(日)いわき市文化センターで行われました。その内容を紹介します。

## ◎「損害論」について、講演；渡辺淑彦弁護士



「損害論」について 原子力賠償法は「集中責任」「無過失責任」を定めており、過失を立証しなくともよいことになっている。しかし、弁護団は「責任論」に先行して、あえて東電の「過失」を立証する。損害が大きければ、賠償は多くなるはずである。被告の国に対しては規制権限を行使しなかった責任を追及する。

弁護団は裁判をわかりやすくしようと毎回、意見陳述をしている。損害の多様化、類型化により争点整理を進めてきた。



**被告の国・東電の主張**；私たちの賠償請求に対し、被告の東電と国は放射線量についての科学的意見を持ち出し、言い訳をしている。「科学的知見に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべき」。つまり、被告の精神的損害はない。単なる一部の特異な人の単なる不安感に過ぎない、という。

**弁護団の主張**；被告の主張に対し、弁護団は放射線量の議論だけでなく、心理学的問題の「リスク認知論」、つまり、未知数因子×恐怖因子は放射性物質、が最も当てはまると言っている。地域力低下、生活の質の低下は個人の損害賠償を根拠付けることを立証する。

## 《アンケート方式陳述書》

原告弁護団は各原告の被害を「アンケート方式陳述書」にまとめている。これは原告の被害が一般人・通常人の感覚に照らして、「受容限度」を超えた被害であることを、アンケートの分析を通じて明らかにする。

## 《国・東電による一方的有限責任化の流れへの対抗》

東電の損害賠償支払済額は15年8月12日現在、約5兆2085億円。今後も除染、廃炉などで膨大な額が見込まれる。原子力賠償法の原則は無限責任で、事業者の責任範囲に限定はないのに、安倍内閣は閣議決定で、営業損害は2年分を支払って賠償を打ち切る案を提示している。

## ◎「責任論」について、講演；平松真二郎弁護士

**弁護団の主張**；原子力政策、国策民営で原発が設置され、国と原子力事業者が一体となって「安全神話」を作りだしてきたこと。原発の安全確保のために事業者が負っている注意義務。地震及び津波の予見が可能であったこと。福島第一原

完全賠償をさせる会ニコス  
原発事故の

2015年9月28日  
いわき市内郷御厩町  
3-101  
いわき教育会館内  
事務局  
電話27-3322  
FAX 68-6771

発は市民運動からも地震津波対策の不十分性が指摘されていながら、東電がことさらに無視し続けてきたこと。などを主張してきた。

原子力賠償法に基づく責任、さらに一般不法行為責任（民法709条）もあると主張する。原発の危険性をコントロールできるのは事業者しかいない。ひとたび過酷事故が起きると甚大な被害を生じることから、事業者は事前の調査、事故防止に対して高度な注意義務を負っていた。

東電は1991年の福島第一原発溢水事故によって、タービン建屋、原子炉建屋の1階、あるいは地下に浸水した場合、非常用電源設備が水没し使用できなくなること、全交流電源喪失及びそれにより引き起こされる冷却機能の喪失が炉心溶融を伴う重大事故をもたらすことを認識していた。具体的には2002年ないし2006年には敷地高10㍍を超える津波が襲来することによって全交流電源を喪失する可能性を知りながら、浸水対策を怠ってきた。

津波襲来による福島第一原発の浸水を予見し、その危険性を認識していたにもかかわらず、過酷事故（シビアアクシデント）に至らぬような万全の事故防止対策を取らなかつたため、重大な被害を招いた。ことを弁護団は主張している。

**国の責任については、**国に規制権限を与えた法令の趣旨・目的に照らし、適時かつ適切に規制権限を行使せず、被害を受ける者がでた場合、国家賠償法上違法となる。適時かつ適切に規制権限が行使されたか否かを判断する際、考慮すべき要素は、①被害法益の重大性、②予見可能性の存在、③結果回避可能性の存在であり、個々独立にその充足を判断すべきではなく、総合的に判断しなければならない。

本件事故後の11年10月7日、経産大臣は技術基準省令62号に5条の2（津波による損傷の防止）を追加し、原子力事業者に対して津波による電源喪失に対する代替措置の確保を求めた。原子力規制委員会は13年6月19日、技術基準省令62号を引き継ぐものとして、「原子力規制委員会規則6号および「規制の解釈」を決定し、同年7月8日に施行された。

原子力規制委員会規則6号は、①地震や津波に対する耐性強化、②炉心損傷防止、③格納容器の要そつ防止、④放射能物質の拡散抑制、⑤長時間の電源喪失の防止、⑥状況把握・プラント管理機能の強化を原子力専業者に求めた。

この新規制基準が2002年、あるいは2006年に設けられていれば、東電は本件事故前に福島第一原発で電源の多重化・多様化、冷却源の多重化・多様化および浸水防止対策を取らなければならなかつたのであり、それらの対策が講じられていれば、本件事故を回避することば可能であった。と弁護団は主張している。

**COP21**（気候変動枠組み条約第21回締約国会議）が、11月下旬、フランス・パリで行われます。フランスは原発立国です。パリで活動している反核団体から、ぜひ「福島原発事故」について報告して欲しいとの要請がありました。私たちは、会の代表の一人である佐藤三男さんを代表派遣することに決めました。世界に「原発事故の悲惨さ」と「人類と原発は共存できない」ことの訴えをする絶好のチャンスと考えました。派遣費用に40万円かかります。私たちのカンパで賄いたいと思いますので、みなさんからのカンパをよろしくお願ひします。世話人か事務局に直接届けてください。お願ひします。



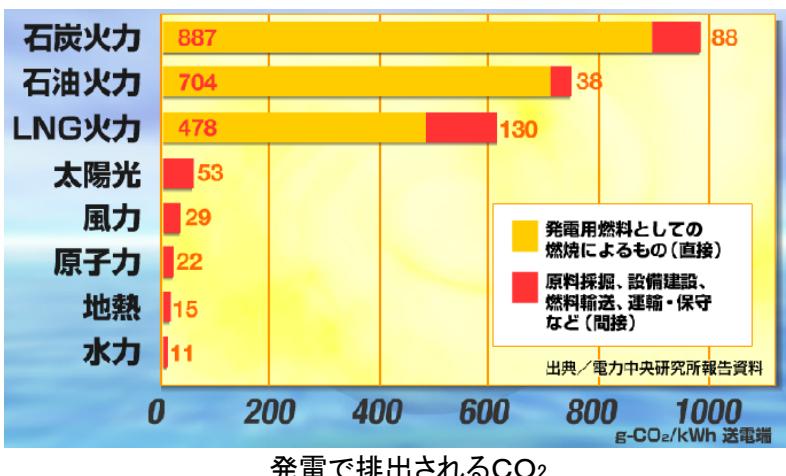
# COP21(気候変動枠組み条約第21回締約国会議)への 代表派遣カンパのお願い

わたしたち「原発事故の完全賠償をさせる会」、「ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団」、「元の生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟原告団」は福島原発事故を日本歴史上最大の公害と捉え、二度と同じ苦しみを繰り返してはならないと、全国の公害患者会などと連携して運動をしてきました。

この度、その中心団体である「公害・地球環境問題懇談会」(J N E P)(Japan Network for Earth Environment and Prevention of Pollution)が中心となって進めている11月下旬にパリで開催されるCOP21(解説は裏面)への代表派遣の一員として、原発被害者団体を代表して佐藤三男(原発事故の完全賠償をさせる会共同代表)さんを派遣することになりました。

いま、福島県民が原発に代わる自然再生エネルギーの活用を求めているにも関わらず、「福島復興」の名で広野と勿来に54万Kw、相馬に11万2000Kw×2基、いわき市好間に11万2000Kw×1基の石炭火力発電所計画が進められています。これらが稼動すれば自家用車数万台分の二酸化炭素が排出されることになります。

こうした中での派遣となります。  
みなさんの暖かいご支援を心からお願い致します。



# COP21とは？

COP21の正式名称は「気候変動枠組み条約(UNFCCC)第21回締約国会議」です。現在UNFCCCのサイトによると、条約を締約しているのは、国連加盟国数を上回る195(オブザーバーを除く)の国と1機関(EU)に上っています。

COPとは、"Conference of the Parties"の略で条約に参加する国々の会議という意味。1992年、国連の地球サミットで「気候変動枠組み条約」が採択され、国際会議の場で地球温暖化対策を話し合ってきました。2015年は、その21回目の会議となるCOP21がパリで開催され、大きな山場を迎えます。

1997年、京都で開催されたCOP3で、国際的な合意「京都議定書」が生まれました。これは、先進国に対して温室効果ガスの削減を義務付ける画期的なもので、世界の温暖化対策はここから大きく前進するかと思われました。ところが、当時最大のCO2排出国であったアメリカが議定書から離脱。しかも中国などの新興国からのCO2排出量が急増して、一部の先進国だけの排出削減義務では、効果が限定的なものとなっていました。

その後、京都議定書に続く温暖化対策の新たな枠組みをめぐり国際交渉が続いていますが、会議では、先進国側と新興国・途上国側の主張が鋭く対立するようになります。先進国側は「新興国や途上国にも削減義務を」と主張。一方、新興国と途上国は「これまで大量のCO2を排出してきたのは先進国であり、削減義務も先進国が負うべきだ」と主張し、議論がまとまらなくなってしまったのです。

こうしたことから本来、2009年にコペンハーゲンで開かれたCOP15で「ポスト京都議定書」の新たな枠組みを決めるはずが、合意に失敗してしまいました。

そんな状況を開拓できるか、ラストチャンスともいえるのがCOP21です。ここで2020年以降の世界の温暖化対策の大枠が決まります。会議の焦点となるのは、CO2削減に向けてアメリカや中国を含むすべての国が参加する対策の枠組みを作れるかという点です。現在、各国から削減目標の提出が行われていますが、残念ながら日本からはまだ示されていません。

世界の気温上昇を産業革命から2℃未満に抑えるという国際目標を実現するためのタイムリミットは目前です。このまま何も対策を打たなければ、世界のCO2排出量は、新興国や途上国での人口増や経済成長によってさらに増加していく見込みで、2℃目標の実現は不可能なレベルに達してしまいます。COP21で実効性のある大胆な温暖化対策を打ち出せるかどうか。2015年は温暖化対策の正念場なのです。